

大分市の消費者行政

令和 7 年度



【はじめに】

本冊子は、令和6年度の大分市市民活動・消費生活センター(愛称:ライフパル)が実施した施策と消費生活相談に関する概要をまとめたものです。

消費生活の身近な資料として本冊子を活用していただき、また、今後の事業運営にご意見、ご要望等をお寄せいただければ幸いです。

目 次

【Ⅰ】大分市の概要	2
【Ⅱ】消費者行政の概要	
1 沿革	2
2 機構及び組織	2
3 施設	3
【Ⅲ】令和6年度の事業報告	
1 消費者教育・啓発の推進	
(1) 消費者教育の充実	4
(2) 消費生活の適切な情報提供	6
(3) 消費者団体との協力	7
(4) 消費者ニーズの的確な把握	7
(5) 消費生活相談業務の充実	8
2 適正な事業活動の確保	
(1) 消費者の商品選択の機会の確保	9
(2) 事業者の適正な事業活動の促進	9
3 消費者団体活動の促進	13
【Ⅳ】令和6年度消費生活相談の概要	
・ 令和6年度消費生活相談の概要	14
【Ⅴ】参考資料	
・ 消費者基本法	19
・ 大分市消費生活条例	24
・ 大分市消費生活懇談会要綱	29

【Ⅰ】大分市の概要

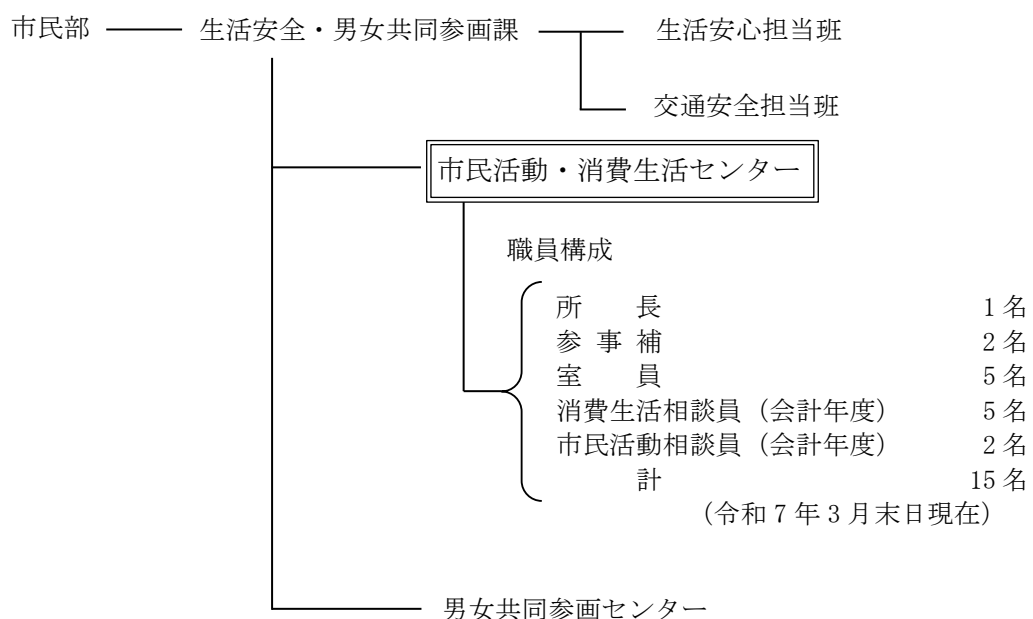
1. 市制施行 明治 44 年 4 月 1 日 (平成 17 年 1 月 1 日 大分市、佐賀関町、野津原町が合併)
2. 面 積 502.39 km² (令和 7 年 3 月末日現在)
3. 人 口 471,290 人 (令和 7 年 3 月末日現在)
4. 世 帯 数 233,184 世帯 (令和 7 年 3 月末日現在)

【Ⅱ】消費者行政の概要

1. 沿革

- 昭和 42 年 7 月 経済部商工課に生活係を新設
- 昭和 48 年 4 月 商工部商工課消費経済係に改組
- 昭和 49 年 4 月 消費者対策室を設置
- 昭和 51 年 4 月 商工部商工課消費生活係に改組
- 昭和 52 年 8 月 市民部市民生活課消費生活係に改組
- 昭和 54 年 8 月 市民部交通安全市民生活課に改組
- 平成 5 年 4 月 市民部市民生活課消費生活係に改組
- 平成 16 年 7 月 市民部市民生活課市民活動・消費生活センター(愛称:ライフパル)に改組
- 平成 20 年 4 月 市民部市民協働推進課市民活動・消費生活センターに改組
- 令和 2 年 4 月 市民部生活安全・男女共同参画課市民活動・消費生活センターに改組

2. 機構及び組織



3. 施設

大分市市民活動・消費生活センター(愛称:ライフパル)

(1) 所在地

〒870-0021 大分市府内町 3 丁目 7 番 39 号

電話番号:097-573-3770 FAX:097-537-7271

URL: www.support-oita.jp

(2) 施設の規模

鉄筋コンクリート造 2 階建

敷地面積 558.08㎡、建築面積 365.72 ㎡、延べ床面積 452.33 ㎡

(3) 開館時間

火～金曜日 午前 9 時～午後 9 時

土日・祝日 午前 9 時～午後 5 時

※ 休館日 月曜日(月曜日が祝日の場合はその次の日)・年末年始

(4) 消費生活相談業務

火～金曜日 午前 9 時～午後 6 時

土曜日 午前 9 時～午後 4 時

相談専用電話 : 097-534-6145

※ 昼休みの時間も相談員が交代で受付を行っています。

※ 日曜・祝日は消費生活相談業務を行っていません。

【Ⅲ】令和6年度の事業報告

1. 消費者教育・啓発の推進

(1) 消費者教育の充実

① 消費生活教室の開催

自治会、老人会、地域ふれあいサロン等の団体が消費生活に関する学習会の開催を希望する場合に、開催団体からの学習テーマに応じた講師を無料で派遣しています。

市役所、各支所、各地区公民館に案内チラシを配置し、広報に努め多くの市民に消費生活教室の利用を促しています。

<開催状況> 27回実施、819人参加

開催日	テーマ	会場	受講者数
6. 4. 5	直近の詐欺、悪徳商法等の事件事例	人材育成センター攻玉倶楽部	65 人
6. 5.10	元気なうちに考えたい相続・贈与・遺言	東植田校区公民館	30 人
6. 5.14	悪質商法の最近の事例と対策	鶴崎校区公民館	29 人
6. 5.24	悪質商法の最近の事例と対策	田中町公民館	27 人
6. 6.11	終活について	南公民館	14 人
6. 6.18	悪質商法の最近の事例と対策	ホルトホール大分	160 人
6. 6.19	悪質商法の最近の事例と対策	荏隈公民館	30 人
6. 6.20	高齢社会のお金と暮らし	望みが丘自治公民館	12 人
6. 6.24	終活について(エンディングノートなど)	永興公民館	20 人
6. 7. 3	特殊詐欺の現状と対策	明野南町公民館	29 人
6. 7. 4	悪質商法の最近の事例と対策	皆春団地公民館	25 人
6. 7.22	高齢社会のお金と暮らし	国分公民館	23 人
6. 8.27	消費者トラブルの対処方法	ホルトホール大分	54 人
6. 8.28	悪質商法の最近の事例と対策	南津留公民館	18 人
6. 9.13	これからのライフプラン(終活を含む)	西部公民館	28 人
6. 9.17	高齢社会のお金と暮らし	宮崎台公民館	20 人
6. 9.19	高齢社会のお金と暮らし(終活について)	天領公民館	9 人
6.10. 2	消費生活問題について	ホルトホール大分	25 人
6.10.10	これからのライフプラン(終活について)	奥公民館	15 人
6.10.18	消費者トラブルの対処方法	高城台公民館	61 人
6.10.22	悪質商法の最近の事例と対策	東浜2丁目公民館	15 人
6.11.20	悪質商法、特殊詐欺などの被害にあわないために知っておきたいこと	コンパルホール	30 人
6.11.28	高齢社会のお金と暮らしと健康づくり	敷戸新町集会所	25 人
6.12.11	悪質商法、日頃の生活で高齢者の注意すべきこと	舞鶴公民館	19 人
6.12.13	悪質商法の最近の事例と対策	中の原公民館	14 人
7. 2.25	終活について(エンディングノートなど)	寒田南町3丁目県営住宅第2集会所	9 人
7. 2.26	悪質商法の最近の事例と対策	判田台集会所	13 人

<開催状況>

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
開催数(回)	77	97	23	18	19	13	27
受講者数(人)	2,289	2,362	511	343	411	268	819

②小中高生を対象とした消費生活教育講座の開催

消費生活に関する基本的な知識を習得し、将来の自立した消費者を目指すことを目的に、小中高生を対象に消費生活教育講座を開催しています。

<中学校開催状況> 2校実施、493人参加

開催日	開催校	テーマ	受講者数
6.11.26	大東中学校(1年生)	買い物のトラブルはなぜ起こる	397人
7. 1.13	碩田学園(7年生)	中学生だって消費者～契約って何？～	96人

<高校開催状況> 2校実施、185人参加

開催日	開催校	テーマ	受講者数
6. 6. 5	大分工業高等専門学校(1年生)	自立した消費者となるために消費者力を高めよう	160人
7. 3.18	大分県立中央支援学校(1.2年生)	スマホやネットでのトラブルに気をつけよう	25人

③幼児向け紙芝居の貸出し

消費者教育教材「幼児向け紙芝居」を制作し、「大分市市民活動・消費生活センター消費者教育啓発用教材等貸出要領」に基づき貸出しを行っています。

(紙芝居題目)

「ダイクんのたいせつなもの」

「おこづかいでなにを買おうかな！」

④消費生活セミナーの開催

専門知識を有する学識経験者等から、消費生活に関する身近な話題について講義を受けることで、市民が消費生活により深い関心を持てるよう、セミナーを開催しています。

<開催状況> 1回実施、167人参加

開催日	演題	講師	受講者数
7. 2. 1	無理なく楽しい！スマートな節約生活	節約アドバイザー 和田 由貴 氏	167人

⑤消費生活プチセミナーの開催

市民に快適な消費生活を送っていただくための情報提供と市民活動・消費生活センター（ライフパル）の周知を図ることを目的にセミナーを開催しています。

<開催状況> 2回実施、28人参加

開催日	演題	講師	受講者数
6. 9.11	シニア向けスマートフォン体験講座	KDDI 株式会社認定講師	15人
6.12.26	親子で学ぼう地球温暖化	大分市消費生活相談員	13人

⑥常設展示及び資料コーナー

ライフパル館内のフリースペースでは、来館者に消費生活に関する情報を自由に閲覧していただけるよう、様々な関連資料やパネル等を常時展示しています。

(2)消費生活の適切な情報提供

①ホームページやSNS等の活用

消費者が安全で安心して生活を送るためには、適切な知識と情報が必要であることから、ホームページやSNS等を活用して、市民ニーズに沿った情報を提供するとともに緊急性の高い情報や統計資料については、ライフパル専用ホームページ(www.support-oita.jp)で広報しています。

また、大分駅府内中央口広場デジタルサイネージやトヨタカローラ大分ビジョンにおいて15秒の動画を放映して啓発を行っています。

②チラシ・パンフレット・冊子等の作成

各種トラブルに対応した消費者啓発のためのパンフレットや冊子等を作成し、幼児期から高齢者まで各世代に応じた啓発を行っています。

小中高生を対象とした消費生活教育講座をはじめ、消費生活教室や消費生活展等さまざまな機会を利用して広く市民に配布しています。

(3)消費者団体との協力

①消費者月間の街頭啓発

5月の消費者月間に、大分県消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス)や消費者団体と協力し、消費生活に関する街頭啓発を行っています。

実施日：令和6年5月10日(金)

場 所：大分駅前広場

②みんなの消費生活展での啓発

大分市消費者団体連絡協議会と共催して、様々な消費者問題についての知識や情報を広く市民に提供するため、「みんなの消費生活展」を開催しています。

(令和6年度開催内容)

名 称：第47回「みんなの消費生活展」

日 時：令和6年11月9日(土)

会 場：ガレリア竹町ドーム広場

テーマ：はじめよう！環境にやさしい消費行動

主 催：大分市消費者団体連絡協議会、大分市

協 賛：大分県金融広報委員会

※「第43回全国豊かな海づくり大会」協賛事業として実施

展示内容：

- ・パネルクイズコーナー
- ・牛乳パックとトイレットペーパー交換コーナー
- ・切り絵コーナー
- ・小物づくりコーナー
- ・シールラリーコーナー
- ・大分県金融広報委員会コーナー
- ・九州農政局コーナー

《同時開催》

- ・計量展(市商工労政課)
- ・おおいた食品ロス0(ゼロ)にトライ！(市ごみ減量推進課)

来場者数：874人

(4)消費者ニーズの的確な把握

①消費生活セミナー及びアンケート調査等における意見聴取

消費生活セミナー等の啓発講座の参加者へのアンケートや消費者団体が実施するアンケート調査等で具体的な要望や意見を聴取し、消費者ニーズの把握に努めています。

②PIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)の活用

PIO-NET とは、国民生活センターと全国の消費生活センターをオンラインネットワークで結び、消費生活に関する情報を蓄積・活用するシステムです。

消費者被害情報等が適宜送信されるとともに、全国の消費生活センターに寄せられた苦情や問い合わせ等の相談内容がより早く検索できるため、相談者への助言や業者に対するあっせんなど、消費者トラブルの未然防止・拡大防止に活用しています。

(5)消費生活相談業務の充実

①消費生活相談窓口としての市民活動・消費生活センター(ライフパル)の周知

消費者トラブルの未然防止・救済につなげていくために、相談窓口となる市民活動・消費生活センター(ライフパル)を知ってもらうため、市報やライフパル専用ホームページ(www.support-oita.jp)、消費生活教室や消費生活セミナー等の講座、消費生活展や消費者大会等の消費者団体との協働事業など、あらゆる機会を通じて周知しています。

②消費生活相談・苦情の処理

消費者の利益の擁護と増進を図るため消費生活相談員を配置し、消費生活に関する相談に応じています。

相談受付を平日は午前9時から午後6時、土曜日は午前9時から午後4時まで行っており、相談員は電話・来所にて相談に応じ、助言のみにとどまらず必要がある場合には、あっせん(消費者と事業者との間に入って解決のためのお手伝い)も行っています。

※ P.14～18に令和6年度消費生活相談の概要を掲載

③関係行政機関との連携

消費者トラブルの未然防止のため、国、県、法テラス、弁護士会などの消費者行政に関連する機関と必要に応じて個別の事案について連携し、多様化・広域化・複雑化・悪質化する消費者トラブルに迅速に対応しています。

2. 適正な事業活動の確保

(1) 消費者の商品選択の機会の確保

① 表示の適正化

家庭用品品質表示法は家庭用品の品質に関する表示の適正化を図り、消費者利益の保護を目的としており、この法律に基づき表示の有無、表示方法が適正か、小売店の表示に対する意識は正しいかなどについて立入検査を実施しています。

<対象品目 93品目(令和7年3月現在)>

- ・繊維製品 38品目
- ・電気機械器具 17品目
- ・合成樹脂加工品 8品目
- ・雑貨工業品 30品目

<検査品目及び結果>

検査品目	実施日	検査店舗数	うち違反のあった店舗件数	検査品数	違反件数
帽子	令和7年 2月6日・12日	10	0	408	0
電気ロースター		5	0	13	0
たんす		2	0	35	0

② 計量の適正化

計量の適正化のため、商店・事業所において取引等に使用する「はかり」の定期検査、商品量目検査等を行っています。(担当部署:商工労政課 管理・計量担当班)

<令和6年度立ち入り検査実施器(商品)数>

- 定期検査…… 980器(はかり)、38器(分銅及びおもり)
- 商品量目検査… 2,320品

(2) 事業者の適正な事業活動の促進

① 安全な商品等の供給

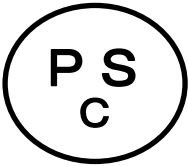
消費生活用製品による事故の未然防止のため、県と連携し消費生活用製品安全法に基づく特定製品に対するマークの表示の有無と表示状況について、市内の販売事業者に対して立入検査を行っています。

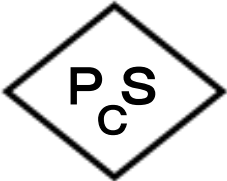
<国による消費生活用製品の安全規則(PSCマーク制度)>

消費者の生命・身体に対して特に危害を及ぼすおそれの多い製品については、国の定めた技術上の基準に適合した旨のPSCマークがないと販売ができません。

また、国はマークのない製品が市中に出回った際、製造業者等に回収等の措置を命ずることができます。

これらの規制対象品目は、自己確認が義務付けられている特定製品とその中でさらに第三者機関の検査が義務付けられている特別特定製品があります。

特定製品		登山用ロープ	身体確保用のものに限る。
		家庭用の圧力なべ及び圧力がま	内容積が10リットル以下のものであって、9.8キロパスカル以上のゲージ圧力で使用するよう設計したものに限る。
		乗車用ヘルメット	自動二輪車又は原動機付自転車乗車用のものに限る。
		石油給湯機	灯油の消費量が70キロワット以下のものであって、熱交換器容量が50リットル以下のものに限る。
		石油ふろがま	灯油の消費量が39キロワット以下のものに限る。
		石油ストーブ	灯油の消費量が12キロワット(開放燃焼式のものであつて自然通気形のものにあっては、7キロワット)以下のものに限る。
		磁石製娯楽用品	磁石と他の磁石とを引き合わせるにより玩具その他の娯楽用品として使用するものであって、これを構成する個々の磁石又は磁石を使用する部品が経済産業省令で定める大きさ以下のものに限る。
		吸水性合成樹脂製玩具	吸水することにより膨潤する合成樹脂を使用した部分が吸水前において経済産業省令で定める大きさ以下のものに限る。

特 別 特 定 製 品		乳幼児用ベッド	主として家庭用において出生後二十四ヶ月以内の乳幼児の睡眠又は保育に使用することを目的として設計したものに限るものとし、揺動型のものを除く。
		携帯用レーザー応用装置	レーザー光(可視光線に限る。)を外部に照射して文字又は図形を表示することを目的として設計したものに限る。
		浴槽用温水循環器	主として家庭において使用することを目的として設計したものに限るものとし、水の吸入口と噴出口とが構造上一体となっているものであつて専ら加熱のために水を循環させるもの及び循環させることができる水の最大循環流量が十リットル毎分未満のものを除く。
		ライター	たばこ以外のものに点火する器具を含み、燃料の容器と構造上一体となっているものであつて当該容器の全部又は一部にプラスチックを用いた家庭用のものに限る。

<検査品目及び結果>

検査品目	実施日	検査店舗数	うち違反のあった店舗件数	検査品数	違反件数
家庭用圧力なべ及び圧力がま	令和7年 2月6日・12日	6	0	37	0
乗車用ヘルメット		6	0	138	0
乳幼児用ベッド		0	0	0	0
登山用ロープ		2	0	5	0
携帯用レーザー応用装置		2	0	17	0
浴室用温水循環器		0	0	0	0
石油給湯機		0	0	0	0
石油ふろがま		0	0	0	0
石油ストーブ		7	0	113	0
ライター		8	0	2,586	0

②取引の適正化

消費者からの苦情等に基づく斡旋やライフパルへ事業者が訪問してきた際等に、随時要請を行っています。

(令和6年度事業者との懇談会等実績)

- ・大分県新聞公正取引協議会
- ・生命保険意見交換会

3. 消費者団体活動の促進

契約時、相対的に弱い立場にある消費者が、自らの利益を守るため組織化し団体として活躍するとき、消費者問題への効果的な対応が期待されます。

また、消費者行政を円滑かつ効果的に推進していくためにも、消費者団体の活動を支援し促進を図ることが重要です。

本市には消費者団体として、大分市消費者団体連絡協議会（構成団体：大分市地域婦人団体連合会、大分市生活学校連絡協議会、大分市母子寡婦福祉会）があり、協議会が行うイベント等を積極的に支援しています。

①消費者団体との協働

消費生活の中での環境保全についての啓発のため、ライフパル館内のフリースペースにて、古くなった布を裂いて機織りで加工し、コースターやバック等の作品を作成する「裂き織り教室」を消費者団体と協働で開催しています。

②消費者大会の開催

消費者大会は、大分市消費者団体連絡協議会が多様化する消費者問題に対処するために、情報交換や啓発を行う場として開催しています。

市民にも広く参加を呼びかけているこの大会を積極的に支援しています。

（令和6年度開催内容）

名 称：第48回「大分市みんなの消費者大会」

場 所：コンパルホール 3階多目的ホール

日 時：令和7年2月20日（木）

記念講演：「食品ロス削減方法について」

食品ロス削減推進サポーター 溝部 敏勝 氏

「今、地球が危ない！～地球温暖化を止めることはできるのか～」

NPO 法人大分環境カウンセラー協会 細井 利男 氏

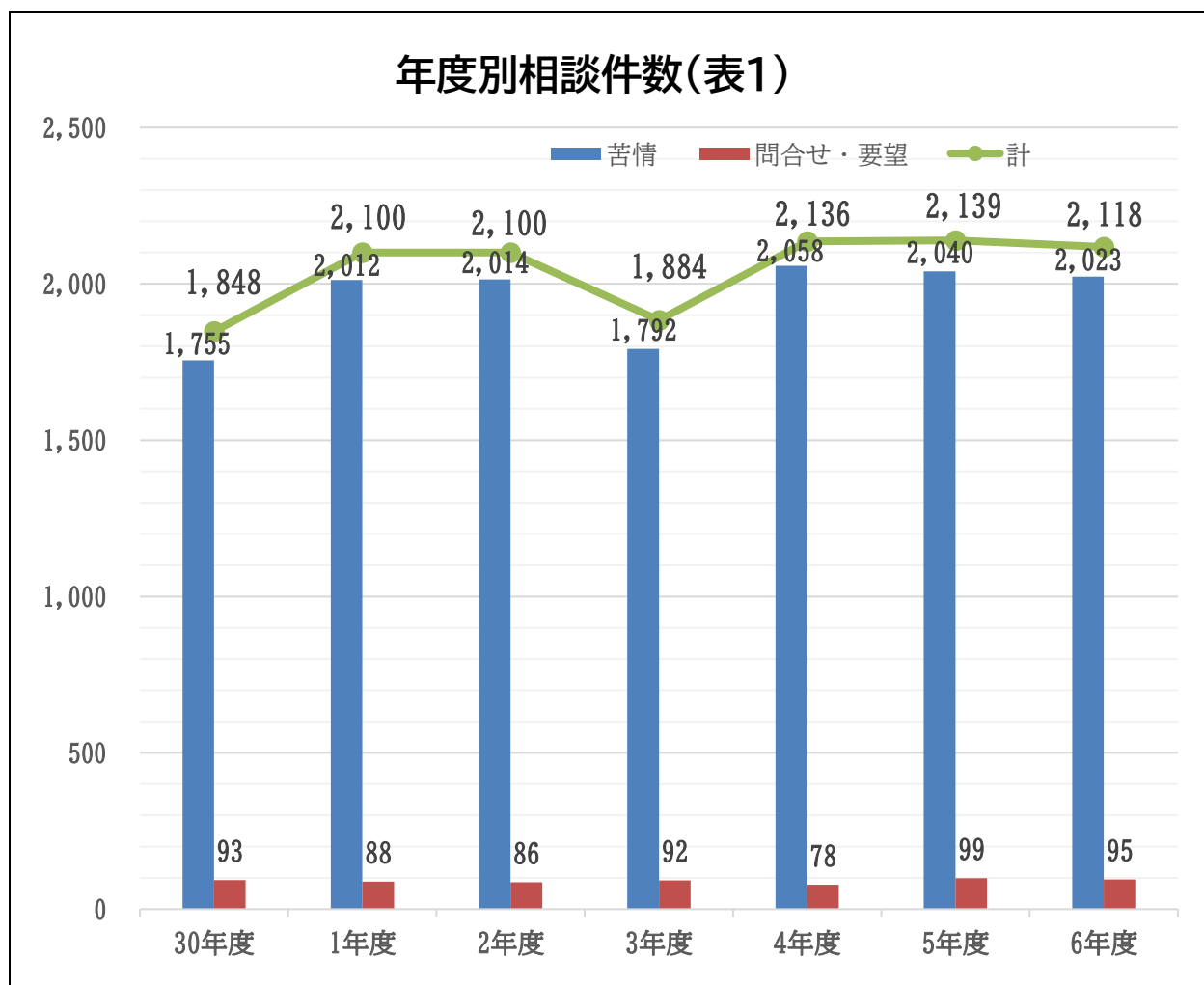
参加人数：76人

【IV】令和 6 年度消費生活相談の概要

1. 年度別相談件数の状況

令和 6 年度の大分市消費生活相談窓口に寄せられた相談件数は、2,118 件で、前年度と同程度となっています。

内訳としては、苦情件数が 2,023 件、問合せ・要望が 95 件となっています。（表1）



※ 相談件数は、同一人からの同一相談を1件として計上しています。

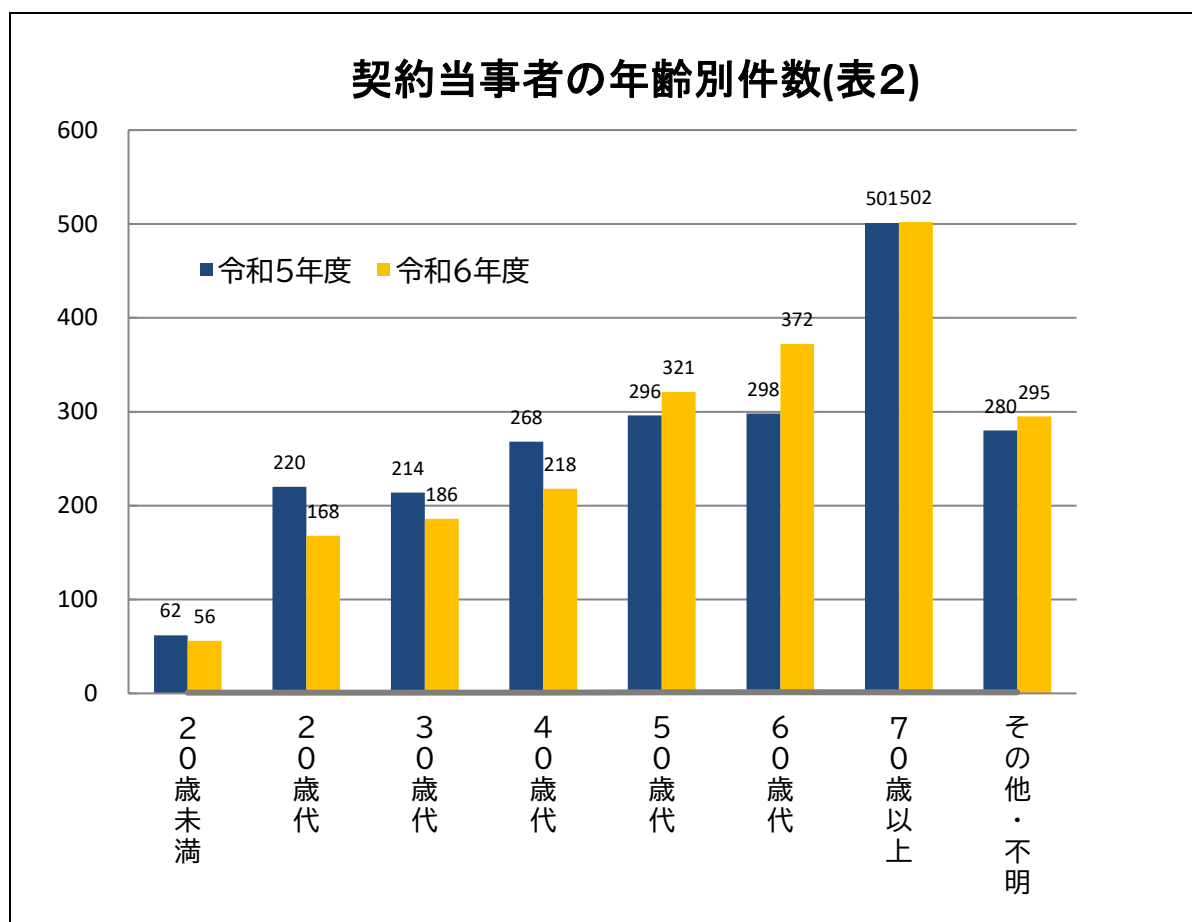
< 年度別相談件数 >

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
苦情	1,755	2,012	2,014	1,792	2,058	2,040	2,023
問合せ・要望	93	88	86	92	78	99	95
合計	1,848	2,100	2,100	1,884	2,136	2,139	2,118

2. 契約当事者の年齢別件数の状況

契約当事者の年齢別件数では、60歳代の件数が前年度から大きく増加しています。

令和6年度は70歳以上が502件と最も多く、次いで60歳代が372件、50歳代が321件と続いています。(表2)



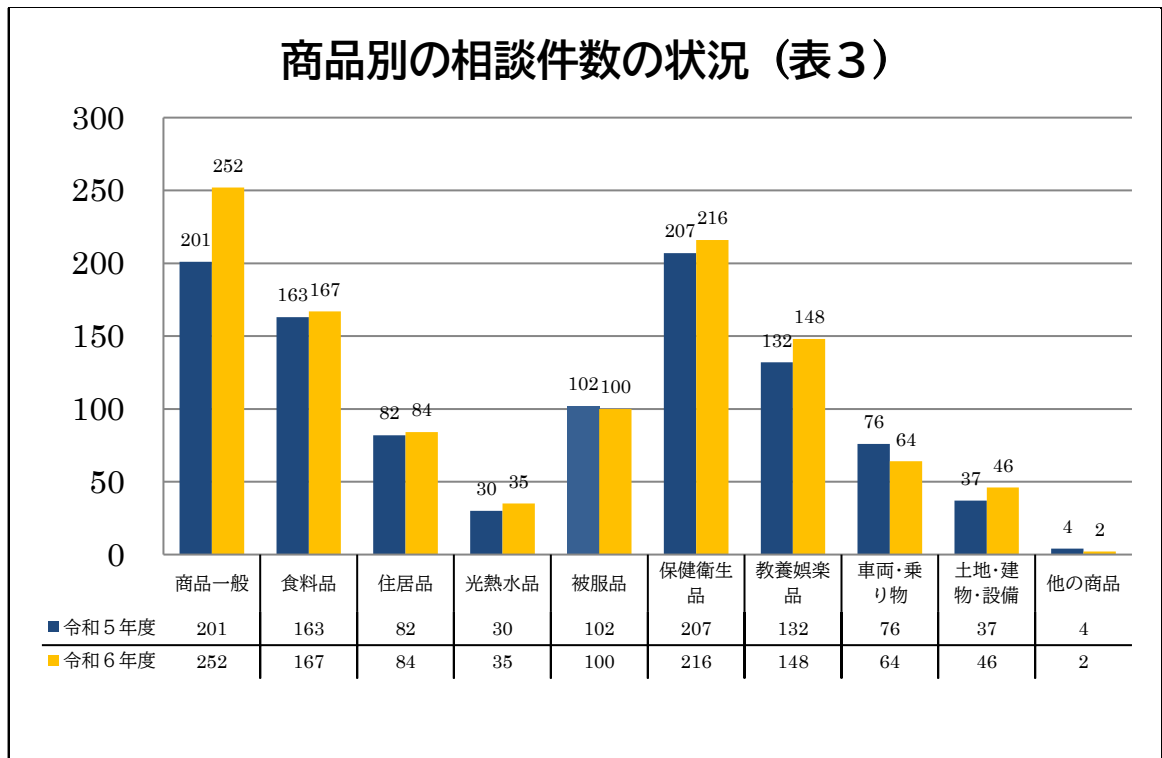
<年齢別件数表>

年齢別	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	その他・不明
令和5年度	62	220	214	268	296	298	501	280
令和6年度	56	168	186	218	321	372	502	295
前年比	90.3%	76.4%	86.9%	81.3%	108.4%	124.8%	100.2%	105.4%

3. 商品別の相談件数の状況

商品別の相談件数では、商品の分類を特定できない、または特定する必要のない、商品一般の相談が252件と最も多くなっており、前年度と比べ大きく増加しています。

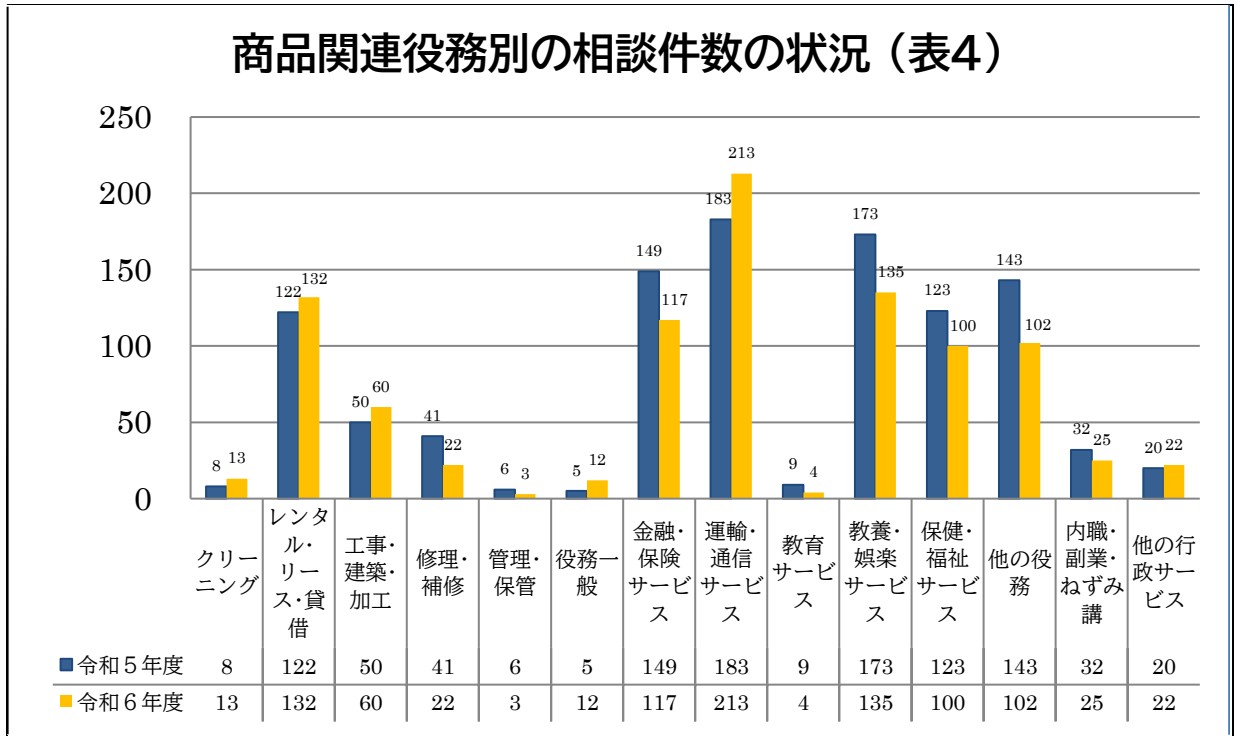
次いで、医薬品や化粧品などの保健衛生品の相談、食料品の相談、教養娯楽品の相談と続いています。(表3)



商品名	内容	例
商品一般	商品の相談であることが明確であるが、分類を特定できない、または特定する必要のない相談	
食料品	飲食に供される商品	インスタント食品、穀類、魚介類、サラダ油、調理食品、健康食品
住居品	主として家事に使用するものと住宅内に置いて使用するもので、趣味、教養、娯楽等の目的より、生活必需品としての要素が強い商品	食生活器、食器・台所用品、掃除用具、空調機器、冷暖房機器
光熱水品	電気、ガス等のエネルギーを含む光熱品、および水道水等の水。供給元から各戸の親メーターまでの設備・器具を含む	電気、ガス、灯油、水道
被服品	衣類とその付属品等、身につけて使用するもの、およびそれらを作るための生地、糸等の服飾材料 ＜例＞ 洋服、下着、和服、洋服、アクセサリ、履物	洋服、下着、和服、洋服、アクセサリ、履物
保健衛生品	人の身体を清潔にし、美化し、または健康を保ち、疾病を治療するために使用される商品	医薬品、医療用具、化粧品
教養娯楽品	主として教養、事務または娯楽・趣味の目的で使用される商品	文具・事務用品、パソコン機器、学習教材、新聞
車両・乗り物	人または物を運搬するために屋外で使用するもの。原動機を搭載しているものだけでなく、自転車、ベビーカーなどに人力で移動させるものを含む	自動車、自動車用品、自転車
土地・建物・設備	宅地等の土地、住宅等の建物、住宅材料および建築時に設置するのが一般的である相当大がかりな住宅設備	住宅構成材、給湯設備
他の商品	商品のうち、『食料品』から『土地・建物・設備』の各項目に該当しないもの	営業用キット、農機具、家畜

4. 商品関連役務別の相談件数の状況

商品関連役務別の相談件数は、運輸通信サービス、レンタル・リース・賃借、工事・建築・加工の相談件数が前年度と比べ増加している一方、教養・娯楽サービス、金融・保険サービス、保健・福祉サービスの相談件数は前年度と比べ減少しています。（表4）



役務名	内容	例
クリーニング	クリーニング業者に被服品、じゅうたん、カーテン等のクリーニングを依頼する場合	ドライクリーニング、水洗い
レンタル・リース・賃借	商品を賃借する場合の相談、不動産の場合は使用賃借も含む	レンタカー、家賃、貸衣装、ベビー・介護用品
工事・建築・加工	ある商品に作ってもらう場合	門・塀の建築工事、耐震工事
修理・補修	品物を修理・補修してもらう場合（自分で行った修理等は含まない）	ふとんの作り直し、車検サービス
管理・保管	品物の管理、保管をしてもらう場合。マンション管理の場合、管理会社の管理だけでなく、自治会管理も含む	住宅設備の保守管理契約
役務一般	役務（サービス）の相談であることが明確であるが、分類を特定できない、または特定する必要のない相談	レジャー会員券
金融・保険サービス	生命保険・損害保険等の保険および貯蓄・融資・振込・送金等の金融サービス（証券・債権を含む）	生命保険、預貯金・証券等、株、ファンド型投資商品
運輸・通信サービス	旅客・貨物運送および電話、電報、郵便等の通信サービス	高速道路・有料道路の利用料金、放送コンテンツ等
教育サービス	学校教育、補習教育、およびそれらの関連活動	予備校、学習塾、外国留学
教養・娯楽サービス	教養、趣味、娯楽の目的で受けるサービス	旅行代理業、教室・講座、コンサート、ゴルフ会員権
保健・福祉サービス	保健・衛生を保つために受けるサービス、身体を美化するために受けるサービス、および福祉サービス	医療サービス・理美容、エステ、シロアリ駆除サービス
他の役務	サービス業のうち、『金融・保険サービス』～『保健・福祉サービス』の各項目に該当しないもの	外食、食事宅配、結婚式
内職・副業・ねずみ講	営利を目的とする販売・契約行為のうち、上記のいずれにも該当せず、かつ消費者の問題の範ちゅうにあると考えられる相談	自動販売機、代理店
他の行政サービス	消費問題に直接関係のない相談で、相談の相手方が行政機関である場合	相談の相手が行政機関である場合。

5. 契約当事者の年代別にみた商品・役務別相談件数の状況

年代別にみた商品・役務別相談件数は、30 歳代・40歳代ではレンタル・リース・賃借に関する相談が、50 歳代・60 歳代では化粧品に関する相談件数が一位となっています。(表5)

契約当事者の年代別にみた商品・役務別相談件数(表5)

(上位5位)

順位	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	その他・不明
1	他の教養・娯楽	商品一般	レンタル・リース・賃借	レンタル・リース・賃借	化粧品	化粧品	商品一般	商品一般
	12	15	22	28	47	60	58	69
2	娯楽等情報配信サービス	レンタル・リース・賃借	商品一般	商品一般	商品一般	商品一般	化粧品	レンタル・リース・賃借
	7	15	12	18	31	45	43	30
3	化粧品	理美容	他の教養・娯楽	化粧品	健康食品	健康食品	電報・固定電話	役務その他
	5	14	12	12	18	32	34	26
4	理美容	他の教養・娯楽	自動車	移動通信サービス	レンタル・リース・賃借	移動通信サービス	健康食品	インターネット通信サービス
	5	9	11	12	16	13	31	15
5	商品一般	自動車	融資サービス	役務その他	他の教養・娯楽	役務その他	移動通信サービス	他の教養・娯楽
	4	8	7	9	14	12	26	12

商品・役務名	例
他の教養・娯楽	インターネットゲーム、出会い系サイト・アプリ
娯楽等情報配信サービス	音楽・映像配信サービス、アダルト情報
商品一般	身に覚えのない商品が届いたという相談、不正利用の相談など
レンタル・リース・賃貸	賃貸アパート・マンション
移動通信サービス	携帯電話サービス、モバイルデータ通信
役務その他	ポイントサイト、税理士・医師など専門家を中心とする相談サイト

6. 被害回復額・被害未然防止額の状況

斡旋・助言したことにより、解約・返金された金額を表す被害回復額と、支払わずに済んだ金額を表す被害未然防止額の合計は、22,719,171 円(件数 145 件)でした。

【V】 参考資料

消費者基本法

(昭和四十三年五月三十日法律第七十八号)

最終改正：令和三年五月十九日法律第三十六号

第一章 総則(第一条—第十条の二)

第二章 基本的施策(第十一条—第二十三条)

第三章 行政機関等(第二十四条—第二十六条)

第四章 消費者政策会議等(第二十七条—第二十九条)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務等を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策の推進を図り、もって国民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。

(基本理念)

第二条 消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策(以下「消費者政策」という。)の推進は、国民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、消費者の安全が確保され、商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供され、消費者の意見が消費者政策に反映され、並びに消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されることが消費者の権利であることを尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

2 消費者の自立の支援に当たっては、消費者の安全の確保等に関して事業者による適正な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならない。

3 消費者政策の推進は、高度情報通信社会の進展に的確に対応することに配慮して行われなければならない。

4 消費者政策の推進は、消費生活における国際化の進展にかんがみ、国際的な連携を確保しつつ行われなければならない。

5 消費者政策の推進は、環境の保全に配慮して行われなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、経済社会の発展に即応して、前条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、消費者政策を推進する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該地域の社会的、経済的状況に応じた消費者政策を推進する責務を有する。

(事業者の責務等)

第五条 事業者は、第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にかんがみ、その供給する商品及び役務について、次に掲げる責務を有する。

- 一 消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。
- 二 消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。
- 三 消費者との取引に際して、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること。
- 四 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。
- 五 国又は地方公共団体が実施する消費者政策に協力すること。

2 事業者は、その供給する商品及び役務に関し環境の保全に配慮するとともに、当該商品及び役務について品質等を向上させ、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。

第六条 事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理の体制の整備、事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。

第七条 消費者は、自ら進んで、その消費生活に関して、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めなければならない。

2 消費者は、消費生活に関し、環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。

第八条 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

(消費者基本計画)

第九条 政府は、消費者政策の計画的な推進を図るため、消費者政策の推進に関する基本的な計画(以下「消費者基本計画」という。)を定めなければならない。

2 消費者基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 長期的に講ずべき消費者政策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、消費者政策の計画的な推進を図るために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、消費者基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、消費者基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、消費者基本計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第十条 国は、この法律の目的を達成するため、必要な関係法令の制定又は改正を行なわなければならない

ない。

2 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条の二 政府は、毎年、国会に、政府が講じた消費者政策の実施の状況に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

(安全の確保)

第十一条 国は、国民の消費生活における安全を確保するため、商品及び役務についての必要な基準の整備及び確保、安全を害するおそれがある商品の事業者による回収の促進、安全を害するおそれがある商品及び役務に関する情報の収集及び提供等必要な施策を講ずるものとする。

(消費者契約の適正化等)

第十二条 国は、消費者と事業者との間の適正な取引を確保するため、消費者との間の契約の締結に際しての事業者による情報提供及び勧誘の適正化、公正な契約条項の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(計量の適正化)

第十三条 国は、消費者が事業者との間の取引に際し計量につき不利益をこうむることがないようにするため、商品及び役務について適正な計量の実施の確保を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(規格の適正化)

第十四条 国は、商品の品質の改善及び国民の消費生活の合理化に寄与するため、商品及び役務について、適正な規格を整備し、その普及を図る等必要な施策を講ずるものとする。

2 前項の規定による規格の整備は、技術の進歩、消費生活の向上等に応じて行なうものとする。

(広告その他の表示の適正化等)

第十五条 国は、消費者が商品の購入若しくは使用又は役務の利用に際しその選択等を誤ることがないようにするため、商品及び役務について、品質等に関する広告その他の表示に関する制度を整備し、虚偽又は誇大な広告その他の表示を規制する等必要な施策を講ずるものとする。

(公正自由な競争の促進等)

第十六条 国は、商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の拡大を図るため、公正かつ自由な競争を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、国民の消費生活において重要度の高い商品及び役務の価格等であつてその形成につき決定、認可その他の国の措置が必要とされるものについては、これらの措置を講ずるに当たり、消費者に与える影響を十分に考慮するよう努めるものとする。

(啓発活動及び教育の推進)

第十七条 国は、消費者の自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及及び情報の提供等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、消費者が生涯にわたって消費生活について学習する機会があまねく求められている状況にかんがみ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、前項の国の施策に準じて、当該地域の社会的、経済的状况に応じた施策を講ずるよう努めなければならない。

(意見の反映及び透明性の確保)

第十八条 国は、適正な消費者政策の推進に資するため、消費生活に関する消費者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

(苦情処理及び紛争解決の促進)

第十九条 地方公共団体は、商品及び役務に関し事業者と消費者との間に生じた苦情が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせん等に努めなければならない。この場合において、都道府県は、市町村(特別区を含む。)との連携を図りつつ、主として高度の専門性又は広域の見地への配慮を必要とする苦情の処理のあっせん等を行うものとするとともに、多様な苦情に柔軟かつ弾力的に対応するよう努めなければならない。

2 国及び都道府県は、商品及び役務に関し事業者と消費者との間に生じた苦情が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるようにするため、人材の確保及び資質の向上その他の必要な施策(都道府県にあっては、前項に規定するものを除く。)を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び都道府県は、商品及び役務に関し事業者と消費者との間に生じた紛争が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に解決されるようにするために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(高度情報通信社会の進展への的確な対応)

第二十条 国は、消費者の年齢その他の特性に配慮しつつ、消費者と事業者との間の適正な取引の確保、消費者に対する啓発活動及び教育の推進、苦情処理及び紛争解決の促進等に当たって高度情報通信社会の進展に的確に対応するために必要な施策を講ずるものとする。

(国際的な連携の確保)

第二十一条 国は、消費生活における国際化の進展に的確に対応するため、国民の消費生活における安全及び消費者と事業者との間の適正な取引の確保、苦情処理及び紛争解決の促進等に当たって国際的な連携を確保する等必要な施策を講ずるものとする。

(環境の保全への配慮)

第二十二条 国は、商品又は役務の品質等に関する広告その他の表示の適正化等、消費者に対する啓発活動及び教育の推進等に当たって環境の保全に配慮するために必要な施策を講ずるものとする。

(試験、検査等の施設の整備等)

第二十三条 国は、消費者政策の実効を確保するため、商品の試験、検査等を行う施設を整備し、役務についての調査研究等を行うとともに、必要に応じて試験、検査、調査研究等の結果を公表する等必要な施策を講ずるものとする。

第三章 行政機関等

(行政組織の整備及び行政運営の改善)

第二十四条 国及び地方公共団体は、消費者政策の推進につき、総合的見地に立つた行政組織の整備及び行政運営の改善に努めなければならない。

(国民生活センターの役割)

第二十五条 独立行政法人国民生活センターは、国及び地方公共団体の関係機関、消費者団体等と連携し、国民の消費生活に関する情報の収集及び提供、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理のあっせん及び当該苦情に係る相談、事業者と消費者との間に生じた紛争の合意による解決、消費者からの苦情

等に関する商品についての試験、検査等及び役務についての調査研究等、消費者に対する啓発及び教育等における中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。

(消費者団体の自主的な活動の促進)

第二十六条 国は、国民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者団体の健全かつ自主的な活動が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

第四章 消費者政策会議等

(消費者政策会議)

第二十七条 内閣府に、消費者政策会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 消費者基本計画の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、消費者政策の推進に関する基本的事項の企画に関して審議するとともに、消費者政策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視すること。

3 会議は、次に掲げる場合には、消費者委員会の意見を聴かなければならない。

一 消費者基本計画の案を作成しようとするとき。

二 前項第二号の検証、評価及び監視について、それらの結果の取りまとめを行おうとするとき。

第二十八条 会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもつて充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第十一条の二の規定により置かれた特命担当大臣

二 内閣官房長官、関係行政機関の長、内閣府設置法第九条第一項に規定する特命担当大臣(前号の特命担当大臣を除く。)及びデジタル大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(消費者委員会)

第二十九条 消費者政策の推進に関する基本的事項の調査審議については、この法律によるほか、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)第六条の定めるところにより、消費者委員会において行うものとする。

大分市消費生活条例

平成 18 年 3 月 28 日

条例第 5 号

改正 平成 28 年 3 月 25 日条例第 9 号

(目的)

第1条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、市及び事業者の果たすべき責務並びに消費者の果たすべき役割を明らかにするとともに、市が実施する施策について必要な事項を定めることにより、市民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 消費者 事業者が供給する商品又は役務(以下「商品等」という。)を使用し、又は利用して生活する者をいう。
- (2) 事業者 消費生活の用に供する商品等の供給に関して商業、工業、サービス業その他の事業を行う者をいう。

(基本理念)

第3条 消費者の利益の擁護及び増進に関する施策(以下「消費者施策」という。)の推進は、市、事業者及び消費者が、相互に連携しつつ、それぞれの責務と役割を果たし、次に掲げる消費者の権利を尊重するとともに、消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

- (1) 消費生活において、消費者の安全が確保されること。
- (2) 商品等について、消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保されること。
- (3) 消費生活における必要な情報が速やかに提供されること。
- (4) 消費生活に関する教育の機会が提供されること。
- (5) 消費者の意見が市の消費者施策に反映されること。
- (6) 消費生活において、消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、市民の消費生活の安定及び向上を図るため、経済社会の発展に即応して、消費者施策を推進するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その供給する商品等について、第3条に定める基本理念にかんがみ、次に掲げる事項を行う責務を有する。

- (1) 消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。
- (2) 消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。
- (3) 消費者との取引に際して、消費者の年齢、知識、経験、判断能力及び財産の状況等に配慮すること。
- (4) 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該

苦情を適切に処理すること。

(5) 市が実施する消費者施策に協力すること。

2 事業者は、その事業活動において取得した消費者の個人に関する情報を適正に取り扱わなければならない。

(消費者の役割)

第6条 消費者は、自ら進んで、その消費生活に関して、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めなければならない。

(危害商品等の供給禁止)

第7条 事業者は、消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある商品等(以下「危害商品等」という。)を供給してはならない。

2 市長は、危害商品等についての情報を収集し、国、県その他関係機関及び関係事業者に対し、必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

3 市長は、危害商品等に関し必要な情報を消費者に提供するものとする。

(表示の適正化)

第8条 事業者は、消費者が商品等の選択を誤ることのないようにするため、その商品等の供給単位、単位当たりの価格、量目、販売価格その他必要な事項を適正に表示するよう努めるものとする。

(規格の適正化)

第9条 事業者は、商品等の品質の改善及び消費生活の合理化に寄与するため、商品等について適正な規格を定めるよう努めるものとする。

(計量の適正化)

第10条 事業者は、商品等の供給に際し、消費者が不利益を被ることがないように、適正な計量をしなければならない。

(容器及び包装の適正化)

第11条 事業者は、その供給する商品について、消費者がその内容、量目等を誤認することがないようにするため、適正に容器を用い、及び包装を行うよう努めなければならない。

(広告の適正化)

第12条 事業者は、商品等の広告について、虚偽又は誇大な表現その他消費者が選択を誤るおそれのある表現を避け、消費者が商品等を適切に選択するために必要とする情報を明確かつ平易に提供するよう努めるものとする。

(不適正な取引行為の禁止)

第13条 事業者は、消費者との間で商品等の取引を行うに当たり、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 消費者に対し、商品等の品質、安全性、内容、取引条件、取引の仕組み等に関する重要な情報であって、事業者が保有し、若しくは保有し得るものを提供せず、若しくは誤認を招くものを提供し、将来における不確実な事項について断定的な判断を提供し、又は販売の意図を隠して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

(2) 消費者の自発的な意思を待つことなく執ように説得し、電気通信手段を介して一方的に広告宣伝等を送信することにより消費者に迷惑を覚えさせ、消費者の取引に関する知識若しくは判断力の不足に乘じ、若しくは消費者を心理的に不安な状態に陥らせて契約の締結を勧誘し、又はこれらにより

消費者の十分な意思の形成のないまま契約を締結させる行為

- (3) 取引における信義誠実の原則に反し、消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させる行為
- (4) 消費者又はその関係人を欺き、威迫し、困惑させる等不当な手段を用いて消費者又はその関係人に契約(契約の成立又はその内容について当事者間で争いのあるものを含む。)に基づく債務の履行を迫り、又は当該債務を履行させる行為
- (5) 契約若しくは法令の規定に基づく債務の完全な履行がない旨の消費者からの苦情に対し、適切な処理をせず、履行を不当に拒否し、若しくは履行をいたずらに遅延させ、又は継続的取引において、正当な理由なく取引条件を一方的に変更し、若しくは消費者への事前の通知をすることなく履行を中止する行為
- (6) 消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出若しくは契約の無効の主張に際し、これらを妨げて、契約の成立若しくは存続を強要し、又は契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消し若しくは契約の無効の主張が有効に行われたにもかかわらず、これらによって生じた債務の履行を不当に拒否し、若しくはいたずらに遅延させる行為
- (7) 商品等を供給する事業者又はその取次店等実質的な販売行為を行う者からの商品等の購入を条件又は原因として信用の供与をする契約又は保証を受託する契約(以下この号において「与信契約等」という。)について、消費者の利益を不当に害することが明白であるにもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、若しくは与信契約等を締結させ、又は消費者に履行を拒む正当な根拠があるにもかかわらず、与信契約等に基づく債務の履行を迫り、若しくは債務を履行させる行為

(生活関連商品等の情報の収集等)

第14条 市長は、市民の日常生活と関連性の高い商品等のうち必要があると認めるものについて、価格の動向、需給の状況その他必要な情報を収集し、消費者にその情報を提供するものとする。

2 市長は、前項に規定する価格の動向、需給の状況等の情報収集について、事業者に必要な協力を求めることができる。

(啓発活動及び教育の推進)

第15条 市長は、消費者が自主性をもって健全な消費生活を営むことができるようにするため、商品等に関する知識の普及、情報の提供等消費者に対する啓発活動を推進するものとする。

2 市長は、消費者が消費生活を営む上で、必要な知識及び判断力を修得し、主体的に行動することができるようにするため、消費生活に関する教育用の資料の提供その他教育の機会が活用されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(消費者の意見の反映)

第16条 市長は、市民の消費生活の安定及び向上に資するため、広く消費者の意見、要望等を把握し、消費者施策に反映させるよう努めなければならない。

(消費者団体の自主的な活動の促進)

第17条 市長は、市民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者団体の自主性を尊重しつつ、その健全な活動を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(事業者による消費者苦情の処理等)

第18条 事業者は、消費者との間の取引に関して生じた苦情(以下「消費者苦情」という。)を適切かつ迅速

に処理しなければならない。

2 事業者は、消費者苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備に努めなければならない。
(助言及びあっせん)

第19条 市長は、消費者苦情に関する相談その他消費生活上の相談を受けたときは、その解決のために必要な助言を行うものとする。

2 市長は、消費者苦情に関する相談を受けた場合であって、必要があると認めるときは、当該消費者苦情の解決のあっせんを行うものとする。

3 市長は、前項に規定するあっせんを行うために必要があると認めるときは、当該消費者苦情に係る消費者、事業者その他の関係人に対し、説明、報告又は資料の提出を求めることができる。

(消費生活センターの組織及び運営に関する事項等)

第20条 消費者安全法(平成21年法律第50号。以下「法」という。)第10条の2第1項の規定により条例で定める消費生活センター(市が設置する法第10条第2項の施設又は機関をいう。以下同じ。)の組織及び運営に関する事項等は、次条に定めるものとする。

(平28条例9・追加)

第21条 市長は、消費生活センターを設置したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公示するものとする。当該事項を変更したときも、同様とする。

(1) 消費生活センターの名称及び住所

(2) 消費生活センターにおいて法第8条第2項第1号及び第2号の事務を行う日及び時間

2 消費生活センターには、消費生活センターの事務を掌理する消費生活センターの長及び消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置くものとする。

3 消費生活センターには、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者(不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律(平成26年法律第71号)附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。)を消費生活相談員として置くものとする。

4 市長は、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再度任用することは排除されないことその他の消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずるものとする。

5 市長は、消費生活センターにおいて、法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

6 市長は、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

(平28条例9・追加)

(関係行政機関への要請等)

第22条 市長は、消費者施策の実施に当たり、主として高度の専門性又は広域の見地への配慮を必要とする消費者苦情については、国、県その他関係行政機関に対し、適切な措置を講ずるよう要請し、又は協力を求めるものとする。

(平28条例9・旧第20条繰下)

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平28条例9・旧第21条繰下)

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成28年条例第9号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

大分市消費生活懇談会要綱

（設 置）

第1条 市民の消費生活の安定と向上を図るため大分市消費生活懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

（懇談内容）

第2条 懇談内容は、消費生活問題に関することとする。

（参画依頼等）

第3条 懇談会の委員（以下「委員」という。）は、19人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が参画依頼し、又は任命する。

- （1）消費者の代表者
- （2）関係業界の代表者
- （3）学識経験者
- （4）市の職員

（参画依頼等の期間）

第4条 懇談会は、2年を1期間とする。

- 2 委員に参画依頼し、又は任命するに当たっては、1期ごとにこれを行うものとする。
- 3 複数の期間につき委員に参画依頼し、又は任命することは、これを妨げない。

（会 長）

第5条 懇談会に会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は会務を総括し、懇談会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指人した者がその職務を代理する。

（報償金等）

第6条 委員（第3条第4号に規定する委員を除く）に対する報償金等は、予算の範囲内で、市長が決定し、これを支払うことができる。

（懇談会の庶務）

第7条 懇談会の庶務は、市民部生活安全・男女共同参画課市民活動・消費生活センターにおいて処理する。

附 則

この要綱は、昭和45年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和52年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和54年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和57年6月29日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年5月9日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年2月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年8月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年2月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年8月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年2月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

大分市
市民活動・消費生活センター
(ライフパル)

〒870-0021 大分市府内町3丁目7番39号

TEL 097-573-3770

097-534-6145 (消費生活相談専用)

FAX 097-537-7271

